

さいたま市営繕工事における週休2日工事实施要領

1 目的

本要領は、さいたま市が発注する営繕工事において、「公共建築工事標準仕様書」に規定する週休2日に取り組むにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し（ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。）、2日以上現場閉所（現場休息）を行うことをいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

また、土曜日又は日曜日に現場作業を行う場合は、同一の週内において現場閉所（現場休息）日を振り替えるものとする。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

3 対象工事

本実施要領は原則全ての営繕工事に適用する。

ただし、対応が困難な工事は対象外とすることができる。

なお、対象工事については特記仕様書のⅡ_3.適用要領に明示する。

4 多様な働き方の取扱い

受注者が、1年単位の変形労働時間制（＊）等の週休2日以外の働き方（旧要領における月単位の週休2日及び通期の週休2日や交替制も含む）を希望する場合は、施工期間、施工時間等について、受発注者間で協議の上、適切に判断し、契約工期内において所定の休日を確保した場合は、当該工事において週休2日を達成したものとみなす。

＊ 1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）・・・・・・・・

労使協定を締結することにより、1箇月を超え、1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。

5 監督員への報告

受注者は週休2日に取り組み、その実施内容を監督員に報告する。

- ・ 施工計画書又は工程表に取組内容を記載する。
- ・ 工事完成時に週休2日等の実施状況が確認できる資料を監督員へ提示する。

6 工事成績評価

週休2日を確保した場合は、工程管理の考査項目「休日・代休の確保」において評価する。

7 その他

各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和8年10月1日以降に公告する工事に適用する。ただし、令和8年9月30日までに「さいたま市営繕工事における週休2日促進工事实施要領」等の旧要領に基づいて起工した工事の取り扱いについては、なお従前の例による。